

# 福岡県公報

平成24年3月9日  
第3373号

## 目次

### 告示 (第371号 - 第379号)

- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (会計管理局会計課) ..... 1
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (都市計画課) ..... 1
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ..... 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) ..... 2
- 土地の取用又は使用の手続の開始 (用地課) ..... 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 3
- 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の全部の解除 (環境保全課) ..... 3
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部の解除 (環境保全課) ..... 3

### 公告

- 平成24年二級建築士及び木造建築士試験の実施 (建築指導課) ..... 4
- 一級建築士事務所の監督処分について (建築指導課) ..... 5

### 監査委員会

- 監査結果の公表 (特別監査室) ..... 7

### 公安委員会

- 口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法の一部を改正する告示 (警察本部警務課) ..... 9

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活環境課) ..... 9

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活環境課) ..... 9

## 告示

### 福岡県告示第371号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例 (昭和39年福岡県条例第48号) 第3条第2項の規定により告示する。

平成24年3月9日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
70	福岡市中央区天神一丁目1番1号 財団法人福岡県国際交流センター	福岡市中央区天神一丁目1番1号	平成24年3月31日

### 福岡県告示第372号

土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第29条第1項の規定に基づき、粕屋町花ヶ浦ヒラキ土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成24年3月9日

福岡県知事 小川 洋

### 就任した理事

氏名	住所
山田 眞	糟屋郡粕屋町仲原一丁目13番25号
山田 保次	糟屋郡粕屋町仲原一丁目13番18号
進藤 義次	糟屋郡粕屋町大字仲原1317番地
箱田 茂博	糟屋郡粕屋町仲原一丁目14番8号
山田 裕	糟屋郡粕屋町仲原一丁目12番7号

### 福岡県告示第373号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定に基づき、平成20年3月福

岡県告示第461号北九州都市計画道路事業3・4・70号陣原穴生線〔北九州市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年3月9日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成11年5月26日から平成27年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第374号

久留米市東櫛原土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年3月9日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
岩橋 一元	久留米市東櫛原町1395番地
岡 秀典	〃 〃 1215番地の1
淵上 日出男	〃 〃 1258番地の2
檜橋 勇	〃 〃 1360番地の3
善 長生	〃 〃 1312番地の1

2 退任監事

氏名	住所
淵上 隆義	久留米市東櫛原町1264番地の1
檜橋 多久次	〃 津福本町1705番地の6

3 就任理事

氏名	住所
淵上 弘義	久留米市東櫛原町1264番地2
権藤 清隆	〃 〃 2075番地1
善 長生	〃 〃 1312番地1
岡 廣亀	〃 〃 1322番地
村田 静男	〃 〃 1396番地

4 就任監事

氏名	住所
蒲池 右	久留米市東櫛原町1502番地11
村田 寛治	〃 〃 1403番地

福岡県告示第375号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、次のように収用又は使用の手續の開始を告示する。

平成24年3月9日

福岡県知事 小川 洋

1 起業者の名称

福岡市

2 事業の種類

市道大楠平和線改築工事（福岡県福岡市南区大楠三丁目地内）

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県福岡市南区大楠三丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 土地収用法第34条の4の規定による図面の縦覧場所

福岡市南区役所

5 収用又は使用の手續が保留されている起業地

福岡県福岡市南区大楠三丁目地内（市道大楠3193号線交差部から市道大楠3528号線交差部まで）

6 手続を開始する土地

(1) 収用の手続を開始する土地

福岡県福岡市南区大楠三丁目地内（市道大楠3193号線交差部から市道大楠3528号線交差部まで）

(2) 使用の手続を開始する土地

なし

福岡県告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	宮 田 線 遠 賀 線	前	遠賀郡遠賀町大字木守1149番1先から 遠賀郡遠賀町大字今古賀498番1先まで	10.0 ～ 53.0	1,000.0
			前	遠賀郡遠賀町大字木守1149番1先から 遠賀郡遠賀町大字今古賀498番1先まで	23.0 ～ 49.0	727.0
			後	遠賀郡遠賀町大字木守1149番1先から 遠賀郡遠賀町大字今古賀498番1先まで	10.0 ～ 46.0	1,000.0
			後	遠賀郡遠賀町大字木守1149番1先から 遠賀郡遠賀町大字今古賀498番1先まで	23.0 ～ 41.0	727.0

福岡県告示第377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
北九州	宮 田 線 遠 賀 線	遠賀郡遠賀町大字木守1149番1先から 遠賀郡遠賀町大字今古賀498番1先まで

福岡県告示第378号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）の全部について次のとおり指定を解除する。

平成24年3月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定を解除する要措置区域  
糟屋郡志免町志免三丁目1351番1及び1351番2の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 3 指定を解除する要措置区域において講じられた指示措置等  
規則別表第5の1の項の下欄に規定する土壤汚染の除去

福岡県告示第379号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、特定有害物質に

よって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部について次のとおり指定を解除する。

平成24年3月9日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域  
糟屋郡志免町志免三丁目1351番1及び1351番2の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 3 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
規則別表第5の1の項の下欄に規定する土壤汚染の除去

## 公 告

### 公告

平成24年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のように実施する。

なお、試験に関する事務は、建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定に基づき、昭和60年11月福岡県告示第1683号の2により指定した財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成24年3月9日

福岡県知事 小 川 洋

### 1 受験資格

二級建築士試験にあつては平成24年6月30日現在、木造建築士試験にあつては平成24年7月21日現在において、次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者
- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅

令第36号）による中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を3年以上有する者

(3) 建築士法の規定により知事が定める受験資格（平成21年1月福岡県告示第169号）により受験資格を認められた者

(4) 建築実務の経験を7年以上有する者

### 2 試験

#### (1) 方法

ア 試験は、学科及び建築設計製図について、筆記試験により行う。

イ 建築設計製図の試験は、本年の学科の試験の合格者並びに平成22年及び平成23年の学科の試験の合格者に限り受けることができる（他の都道府県知事が行った二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者を含む。）。

ウ 学科の試験科目は、建築計画、建築法規、建築構造及び建築施工とする。

#### (2) 日時及び場所

##### ア 二級建築士試験

試験の区分	日 時	場 所
学科の試験	平成24年7月1日（日曜日） 午前10時～午後5時10分	福岡市東区松香台 2-3-1 九州産業大学
設計製図の試験	平成24年9月9日（日曜日） 午前11時～午後4時	福岡市博多区博多駅前 2-9-28 福岡商工会議所
		福岡市博多区博多駅前 1-8-31 九州ビル

##### イ 木造建築士試験

試験の区分	日 時	場 所
学科の試験	平成24年7月22日（日曜日） 午前10時～午後5時10分	福岡市早良区西新 3-12-14 西南学院大学

設計製図の試験	平成24年10月14日（日曜日） 午前11時～午後4時	福岡市東区松香台 2-3-1 九州産業大学
---------	--------------------------------	-----------------------------

## 3 受験の申込手続

## (1) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書は、県の県土整備事務所建築指導課、社団法人福岡県建築士会（福岡市博多区博多駅東3-14-18）において配布する。

イ 受験申込書は、エの受付場所に直接提出すること。

ウ 受験手数料は、財団法人建築技術教育普及センター指定の振替用紙により郵便局に払い込んで納付し、その際発行される払込受付証明書を受験申込書の所定欄に貼り付けること。なお、受験手数料は、試験を受けなかった場合でも返還しない。

## エ 受験申込みの受付期間等

受付期間	受付時間	受付場所
平成24年4月9日（月曜日）～ 4月13日（金曜日）	午前10時～ 午後5時	福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所301会議室
平成24年4月14日（土曜日）～ 4月16日（月曜日）	午前10時～ 午後5時	福岡市博多区博多駅東3-14-18 福岡建設会館702号会議室

## (2) インターネットによる受験申込み

ア インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

## イ 受験申込みの受付期間等

受付期間	受付時間
平成24年3月31日（土曜日）～4月6日（金曜日）	受付開始日の午前10時～ 午後4時

ウ 財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaic.jp/>）において必要な事項を入力し申し込むこと。

エ 受験手数料は、財団法人建築技術教育普及センターが指定するクレジットカード又はコンビニエンスストア決済により納付すること。なお、受験手数料は、試

験を受けなかった場合でも返還しない。

## 4 合格者の発表

二級建築士試験における学科の試験の合格者の氏名は平成24年8月21日（火曜日）頃、木造建築士試験における学科の試験の合格者の氏名は同年9月4日（火曜日）頃、最終合格者の氏名は同年12月6日（木曜日）頃に発表する。発表は合格者に対して通知するほか、財団法人建築技術教育普及センター九州支部（福岡市博多区博多駅東2-9-1）及び社団法人福岡県建築士会の事務所に掲示するとともに、合格者の受験番号を財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaic.jp/>）に掲載して行う。

## 5 その他

受験手続、合格者の発表の日その他の問合せは、福岡県建築都市部建築指導課（電話092-643-3721）若しくは財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話092-471-631）又は社団法人福岡県建築士会（電話092-441-1867）に対して行うこと。

## 公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定に基づき、建築士事務所の閉鎖を命じたので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定により公告する。

平成24年3月9日

福岡県知事 小川 洋

## 1 処分をした年月日

平成24年2月28日

## 2 処分を受けた建築士事務所の名称等

名称	所在地	開設者の氏名	登録番号等
有限会社船越正生建築設計事務所 一級建築士事務所	福岡市南区寺塚 1-7-31 F-フラット201	船越 正生	一級建築士事務所 福岡県知事登録 第1-10647号

## 3 処分の内容

平成24年3月1日から建築士事務所の閉鎖4月

4 処分の原因となった事実

有限会社船越正生建築設計事務所一級建築士事務所の管理建築士である船越正生は、平成23年12月1日に国土交通大臣から建築士法第10条第1項の規定により一級建築士免許の業務停止4月の懲戒処分を受けた。このことは、同法第26条第2項第4号に該当する。

## 監査委員

### 監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した随時監査結果（平成23年11月14日23特監第254号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年3月9日

福岡県監査委員	小串正伸
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	原竹岩海



23教財第408号  
平成23年12月1日

福岡県監査委員 小 正 伸 殿  
同 進 谷 庸 助 殿  
同 伊 藤 龍 峰 殿  
同 原 竹 岩 海 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成23年11月14日23特監第254号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

1 注意事項に対する措置

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	旅行雑費の算定に誤りがあった。	支給過については、7月11日に返納済み。今後は、旅費の算定について複数の職員による確認を徹底し、適切な事務処理に努める。 また、監査等における注意・指導事項として事務長会等を通じ再度指導を行う。
	タクシーチケットの把握が不十分なものが認められた。	タクシーチケット管理簿については、7月13日に整備した。今後は、タクシー使用時には使用目的等を必ず記入し、適切な事務処理に努める。



# 公安委員会

## 福岡県警察本部告示第17号

口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法（平成18年3月福岡県警察本部告示第17号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月9日

福岡県警察本部長 菱川 雄治

表中「考査実施場所又は生活安全部生活環境課」を「考査実施場所又は生活安全部生活保安課」に改める。

## 福岡県公安委員会告示第52号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成24年3月9日

福岡県公安委員会

### 1 講習会の日時、場所等

- (1) 講習会の日時  
平成24年4月17日（火） 午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習会の場所  
福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署会議室
- (3) 受講対象者  
福岡県内に住所を有する者

### 2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

## 福岡県公安委員会告示第53号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成24年3月9日

福岡県公安委員会

### 1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成24年4月13日（金） 13:30～16:30	行橋市行事3丁目12番1号 行橋警察署 会議室	行橋警察署
平成24年4月20日（金） 13:30～16:30	筑後市大字山ノ井338番地 筑後警察署 会議室	筑後警察署
平成24年4月26日（木） 13:30～16:30	朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署

### 2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。